

社会福祉法人幸楽 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人幸楽（以下「法人」という。）定款第8条および第12条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬について必要な事項を定める。

（役員等報酬の定義）

第2条 この規程における役員等報酬とは、常時勤務する役員及び役員等に対し、その職務執行の対価として法人が支給するものをいう。

（役員等報酬の決定）

第3条 役員及び役員等の報酬は支給しない。

2. 職員を兼務する役員は、職員の給与規程に基づき職員給与を支給する。

（支給日、支払方法）

第4条 職員を兼務する役員の支給日及び支払方法は、職員の給与規程に準ずる。

2. 施設庁を兼務する役員の給与は、所属するサービス区分から支出する。

3. 第2項を除く職員を兼務する役員の給与は、サービス区分にて按分計上して支出する。

（役員等の会議等出席）

第5条 役員及び役員等が会議等に出席した時の費用弁償は、社会福祉法人幸楽旅費規程に準ずる。

（公表）

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（規程の改正）

第7条 この規程の改正については、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。